

■医療安全管理指針

(医療安全管理に関する基本的考え方)

第1 大分大学医学部附属病院(以下「本院」という)は、次に掲げる「医療安全管理に関する基本方針」に基づき、医療の質の向上、及び本院基本理念である「患者本位の最良の医療」を実現する。

1. 人は過ち(あやまち)を起こすという前提に立ち、それを誘発しない環境や、患者への傷害に発展しない体制を構築する。
2. 過ちの前兆を看過せず、発生した事故に対して適切に対応できる能力を養う。
3. 医療事故等の分析に際しては、個人の追及ではなく、その原因や遠因に視点をおき、対策を講じる。
4. 発生した医療事故に対しては、迅速な報告と対応を行う。
5. 医療に必要な情報を患者に提供し、十分な説明を行い、診断治療方針の同意を得たうえで診療を実践することで、医療安全文化の醸成を図る。

(医療安全管理に係る体制確保のための組織等)

第2 本院の安全管理体制の確保及び推進のため、次に掲げる組織、人員等を配置し、別途規程等に定める。

1. メディカル・リスクマネジメント委員会
2. 医療安全管理部
3. リスクマネージャー
4. 医療安全管理責任者
5. 医薬品安全管理責任者
6. 医療機器安全管理責任者
7. 医療放射線安全管理責任者

(医療安全管理に係る職員の教育・研修)

第3 医療安全管理マニュアルを策定し職員へ周知するとともに、安全管理に関する組織的な研修を計画的に実施する。

(医療事故発生時の対応)

第4 医療事故が発生した場合には、患者に対しては医療上最善の処置を行うとともに、状況の悪化に直ちに対応できる体制を整備する。また、患者・家族等に対しては、誠実に速やかな事実の説明を行なう。重大な医療過誤が発生した場合は、現場当事者のみならず病院全体が組織として対応する。

(医療事故等の報告及び改善策の立案)

第5 医療に係る安全管理の確保のために、患者に実害のない事例も含めて広く医療事故報告を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及びその実施状況の評価を行う。

(院内死亡全例の報告及び検証)

第6 院内で死亡した全症例について情報を収集し、死亡に至った状況の検証を行い、必要に応じて改善策の策定を行う。

(当該指針の閲覧)

第7 本指針については、本院のホームページに掲載するものとする。

(患者と医療従事者との間の診療情報の共有に関する基本方針)

第8 患者と医療従事者が対等な関係を保ち、検査や治療などの方針に関する意思決定を共同で行っていく。説明は、患者及び家族に理解されるよう分かり易い言葉を用いる。

(患者相談に関する基本方針)

第9 患者やその家族からの苦情及び相談については、医事相談窓口を設置し、医療内容に関するもの、入院・医療福祉に関するもの、及びその他の苦情・相談に関するものについて、それぞれ体制を整備し適切に対応する。

(その他)

第10 医療安全の推進のため、医療安全管理マニュアル及び改善策の見直しを継続して行い、改正内容については、職員への周知徹底を速やかに行う。

2 他の医療機関等の安全対策や医療事故等の有用な情報収集を行うとともに、医療安全対策の推進を図る機関への報告を行う。

3 本院に「高難度新規医療技術を用いた医療提供に関する細則」及び「未承認新規医薬品等を用いた医療提供に関する細則」を定め、高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を用いた医療を適正に提供する。

平成 30 年 1 月改定

令和 2 年 4 月改定

大分大学医学部附属病院

メディカル・リスクマネジメント委員会委員長